

株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
取締役社長 松田 洋祐

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合、以下のいずれかの方法によって議決権をご行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月21日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社指定の議決権行使サイト（アドレス <https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使をされる場合、45頁から46頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

なお、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてさせていただきます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するように返送ください。

議決権行使書用紙とインターネットによるものとを重複して議決権を行使された場合、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（開場時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階「センチュリールーム」 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第38期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、19頁から44頁までに記載のとおりです。ただし、以下の事項は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

- ①事業報告の新株予約権等の状況
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hd.square-enix.com/jpn/ir/stock/shareholdersmeeting.html>）に掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

① 当社は、企業統治の一層の充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行いたします。

監査等委員会設置会社への移行を可能とするため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                                                         |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                       | 第1章 総 則                                                       |
| 第1条～第3条 (条文省略)                | 第1条～第3条 (現行どおり)                                               |
| (機 関)                         | (機 関)                                                         |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。                                 |
| (1) 取締役会                      | (1) 取締役会                                                      |
| (2) 監査役                       | (2) <u>監査等委員会</u>                                             |
| (3) <u>監査役会</u>               | (削 除)                                                         |
| (4) 会計監査人                     | (3) 会計監査人                                                     |
| 第5条～第17条 (条文省略)               | 第5条～第17条 (現行どおり)                                              |
| 第4章 取 締 役                     | 第4章 取 締 役                                                     |
| (員 数)                         | (員 数)                                                         |
| 第18条 当社の取締役は、12名以内とする。        | 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。                       |
| (新 設)                         | ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                             |
| (選 任)                         | (選 任)                                                         |
| 第19条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。    | 第19条 取締役は、株主総会の決議により、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 選任する。 |
| ②～③ (条文省略)                    | ②～③ (現行どおり)                                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠又は増員により選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p> <p>第21条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役が職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役会</p> <p>(取締役会の権限)</p> <p>第23条 当社の業務執行上重要な事項は、<u>取締役会の決議をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>② (条文省略)</p> | <p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役が職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議により、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 取締役会</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。</u></p> <p>② 当社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>② (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監 査 役</p> <p><u>(員 数)</u><br/>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>(選 任)</u><br/>第31条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。<br/>② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任 期)</u><br/>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。<br/>② 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。<br/>③ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。ただし、当該補欠として選任された監査役の選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</p> <p><u>(常勤監査役)</u><br/>第33条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</p> <p><u>(報酬等)</u><br/>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> | <p>第28条～第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p align="center"><u>第 7 章 監査役会</u></p>                                                                                                                                                                                                                                 | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の招集)</u><br/> 第35条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u><br/> ② <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> ③ <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p>                                                                  | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の決議)</u><br/> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                    | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第37条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。</u><br/> ② <u>監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。</u></p>                                                                                                                | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> 第38条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                               | <p align="center">(削 除)</p> |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> 第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p align="center">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)            | <p><u>(監査等委員会の招集)</u><br/> 第31条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。<br/> ② 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> ③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> |
| (新 設)            | <p><u>(監査等委員会の決議)</u><br/> 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数の賛成をもって行う。</p>                                                                                                  |
| (新 設)            | <p><u>(監査等委員会の議事録)</u><br/> 第33条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。<br/> ② 監査等委員会の議事録は、監査等委員会の日から10年間本店に備え置く。</p>                                            |
| (新 設)            | <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/> 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>                                                                                                          |
| (新 設)            | <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第35条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>                                                                                                                        |
| 第8章 計 算          | 第7章 計 算                                                                                                                                                                                         |
| 第40条～第43条 (条文省略) | 第36条～第39条 (現行どおり)                                                                                                                                                                               |
| (新 設)            | <p>附 則<br/> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u><br/> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第38回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>                    |



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じとします。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏<br>名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | まつ<br>松 だ よう すけ<br>田 洋 祐<br><br>(昭和38年4月27日) | 平成13年10月 株式会社スクウェア（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）執行役員<br>平成15年4月 当社執行役員経理財務部長<br>平成16年6月 当社取締役経理財務担当<br>平成25年3月 当社代表取締役専務<br>平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長<br>株式会社タイトー取締役<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.（当社グループ米州持株会社）取締役社長<br>SQUARE ENIX LTD.（当社グループ欧州等事業持株会社）取締役<br>SQUARE ENIX (China) CO., LTD.（当社グループ中国事業会社）副董事長 | 200株           |
| 2         | ち<br>千 だ ゆき のぶ<br>田 幸 信<br><br>(昭和25年9月29日)  | 平成元年4月 株式会社エニックス（現・株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）常務取締役商品企画部長<br>平成5年4月 同社専務取締役商品企画本部長<br>平成12年10月 同社取締役副会長<br>平成14年10月 同社取締役<br>平成15年4月 当社取締役（現任）<br>平成26年6月 株式会社スクウェア・エニックス取締役                                                                                                                                                                                    | 200,688株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">やま むら ゆき ひろ<br/>山 村 幸 広</p> <p>(昭和38年10月30日)</p> | <p>平成9年4月 トランス・コスモス株式会社取締役事業企画開発本部副本部長</p> <p>平成9年10月 ダブルクリック株式会社(現・トランス・コスモス株式会社) 代表取締役社長</p> <p>平成12年6月 エキサイト株式会社代表取締役</p> <p>平成20年8月 グラムメディア・ジャパン株式会社(現・モードメディア・ジャパン株式会社) 代表取締役CEO</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成26年9月 株式会社パズルリング代表取締役(現任)</p> <p>平成27年5月 株式会社Project8取締役(現任)</p> <p>平成27年8月 ビジヨナリー・ワークス株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社パズルリング代表取締役</p> <p>株式会社Project8取締役</p> <p>ビジヨナリー・ワークス株式会社取締役</p>                                                                                                                                            | 0株             |
| 4         | <p style="text-align: center;">にし うら ゆう じ<br/>西 浦 裕 二</p> <p>(昭和28年1月3日)</p>    | <p>平成5年4月 プーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現・PwCコンサルティング合同会社) 取締役副社長兼パートナー</p> <p>平成12年2月 同社代表取締役社長兼パートナー</p> <p>平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー・アンド・パートナー・ジャパン(現・株式会社ローランド・ベルガー) 代表取締役CEO兼マネージングパートナー</p> <p>平成18年1月 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー日本代表兼マネージングディレクター</p> <p>平成23年1月 アリックスパートナーズ・エルエルピー副会長兼マネージングディレクター</p> <p>平成24年12月 アクサジャパンホールディング株式会社(現・アクサ生命保険株式会社) 取締役</p> <p>アクサ生命保険株式会社取締役会長</p> <p>平成25年3月 アクサ損害保険株式会社取締役会長</p> <p>平成26年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成26年10月 アクサ生命保険株式会社取締役会長</p> <p>平成27年12月 三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長</p> | 0株             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>5    | お 小 川 正 人<br>(昭和29年12月7日) | 平成21年4月 全日本空輸株式会社(現・ANAホールディングス株式会社) 執行役員営業推進本部副本部長<br>平成23年6月 同社上席執行役員名古屋支店長中部地区担当<br>平成25年4月 全日本空輸株式会社上席執行役員名古屋支店長中部地区担当<br>平成27年4月 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長<br>平成29年4月 同社取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ANA総合研究所取締役会長 | 0株             |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 山村幸広氏、西浦裕二氏及び小川正人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 松田洋祐氏は、平成25年6月に当社代表取締役社長に就任以来、当社グループを取り巻く事業環境の変化に応じた経営戦略の立案とその着実な遂行により安定的に収益を確保してきた実績があるためであります。
- (2) 千田幸信氏は、当社取締役に就任以来、長年にわたり当社経営に従事した豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を担ってきた実績があるためであります。
- (3) 山村幸広氏及び西浦裕二氏は、当社社外取締役に就任以来、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を担ってきた実績があるためであります。
- (4) 小川正人氏は、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能の見地から、その職務を適切に遂行できるものと期待するためであります。
5. 山村幸広氏及び西浦裕二氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山村幸広氏が5年、西浦裕二氏が4年となります。
6. 当社は、山村幸広氏及び西浦裕二氏との間で責任限度額を10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は、両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 小川正人氏が取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で責任限度額を10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、山村幸広氏及び西浦裕二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、小川正人氏が取締役に就任した場合、同氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、当社は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※1    | こばやし りょういち<br>小林 諒一<br>(昭和21年10月25日) | 平成6年6月 株式会社野村総合研究所取締役<br>平成8年7月 NRIデータサービス株式会社(現・株式会社野村総合研究所) 常務取締役<br>平成11年6月 同社専務取締役<br>平成14年6月 株式会社野村総合研究所監査役<br>平成19年6月 当社常勤社外監査役(現任)<br>平成20年6月 株式会社マツモトキョシホールディングス社外取締役(現任)<br>平成20年10月 株式会社スクウェア・エニックス監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社マツモトキョシホールディングス社外取締役<br>株式会社スクウェア・エニックス監査役                               | 0株         |
| ※2    | まつだ りゅうじ<br>松田 隆次<br>(昭和30年4月30日)    | 昭和61年4月 弁護士及び公認会計士登録<br>河合・竹内・西村・井上法律事務所入所<br>昭和63年1月 三宅・畠澤・山崎法律事務所入所<br>平成4年7月 松田法律事務所開設(現在に至る)<br>平成19年6月 当社社外監査役(現任)<br>平成20年6月 西華産業株式会社社外監査役<br>(重要な兼職の状況)<br>松田法律事務所弁護士                                                                                                                                       | 0株         |
| ※3    | とよしま ただお<br>豊島 忠夫<br>(昭和30年4月23日)    | 昭和54年3月 プライス・ウオーターハウス会計事務所入所<br>昭和62年9月 監査法人朝日新和会計社(現・有限責任あずさ監査法人)入社<br>昭和62年10月 公認会計士登録<br>平成16年6月 あずさ監査法人(現・有限責任あずさ監査法人)代表社員<br>平成22年7月 有限責任あずさ監査法人パートナー<br>平成26年5月 キャリアリンク株式会社社外監査役<br>平成27年5月 同社常勤社外監査役<br>平成28年3月 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人監督役員(現任)<br>平成29年6月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>三井不動産ロジスティクスパーク投資法人監督役員 | 0株         |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏は、社外取締役候補者であります。
4. 小林諒一氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役を、平成30年6月下旬開催予定の同社第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
5. 監査等委員である取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 小林諒一氏は、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外監査役としての豊富な経験と実績があります。監査等委員である取締役として、取締役の職務執行に対する監視・監査の見地から、その職務を適切に遂行できるものと期待するためであります。
- (2) 松田隆次氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役としての豊富な経験と実績があります。監査等委員である取締役として、取締役の職務執行に対する監視・監査の見地から、その職務を適切に遂行できるものと期待するためであります。
- (3) 豊島忠夫氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役としての経験と実績があります。監査等委員である取締役として、取締役の職務執行に対する監視・監査の見地から、その職務を適切に遂行できるものと期待するためであります。
6. 小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小林諒一氏及び松田隆次氏が11年、豊島忠夫氏が1年となります。
7. 当社は、小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏との間で責任限度額を10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、改めて各氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、改めて各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ふじ い さとし<br>藤 井 聡<br><br>(昭和35年10月11日) | 昭和60年4月 株式会社三井銀行（現・株式会社三井住友銀行）入行<br>平成13年12月 株式会社三井住友銀行アジア部 席推進役<br>平成14年12月 同社中国業務推進部グループ長<br>平成20年4月 同社グローバル・アドバイザリー一部副部長<br>平成23年4月 同社監査部 席考査役<br>平成28年8月 当社監査室長（現任）<br>株式会社スクウェア・エニックス 監査室長（現任） | 23株        |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井聡氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、内部監査分野における豊富な知識と経験を有しており、欠員により監査等委員である取締役に就任することとなった場合、取締役の職務執行に対する監視・監査の見地から、その職務を適切に遂行できるものと期待するためであります。
3. 藤井聡氏の所有する当社の株式数には、平成30年3月31日現在の当社従業員持株会における持分を含んでおります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において、年額600百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、現在の取締役の報酬額に代えて、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額600百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額48百万円以内）とさせていただきたいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額及び内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権（以下、「ストックオプション」といいます。）の報酬額は、平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額125百万円以内）とご承認いただき今日に至っております。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、後記の「新株予約権の内容」に定める内容のストックオプションの報酬額を、これまでの取締役に対するストックオプションの報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内）とさせていただきますと存じます。具体的な報酬額は、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる金額であります。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する配分、発行の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じとします。）の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

### 1. ストックオプションを取締役の報酬として付与することを相当とする理由

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価値を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、取締役が株価上昇によるメリットを株主の皆様と共有することにより、当社の中長期的な業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を一層高めることから、当社は、その内容は相当なものであると考えております。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の総数

新株予約権900個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。



普通株式90,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権と引換えに払込む金額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込価額を1円とし、これに当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日から20年以内で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
  - ①新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとする。
  - ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、新株予約権は相続人に承継されるものとする。
  - ③その他の行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルを用いて算定する。
- (9) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額80百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

当社グループは、報告セグメントをデジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業と定め、各々のセグメントにおいて、事業基盤の強化と収益力の向上に努めております。

当連結会計年度の業績は、売上高は250,394百万円(前期比2.5%減)、営業利益は38,176百万円(前期比22.0%増)、経常利益は36,124百万円(前期比16.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は25,821百万円(前期比28.9%増)となりました。

当連結会計年度の報告セグメント別の状況は以下のとおりであります。

#### (2) 部門(事業)別の状況

##### ① デジタルエンタテインメント事業

ゲームを中心とするデジタルエンタテインメント・コンテンツの企画、開発、販売及び運営を行っております。デジタルエンタテインメント・コンテンツは、顧客のライフスタイルにあわせて、家庭用ゲーム機(携帯ゲーム機含む)、PC、スマートデバイス等、多様な利用環境に対応しています。

当連結会計年度は、家庭用ゲーム機向けタイトルにおいて、「ドラゴンクエスト」シリーズ最新作である「ドラゴンクエストXI 過ぎ去りし時を求めて」や「ファイナルファンタジーXII ザ ゾディアック エイジ」を発売したものの、大型新作タイトル数が前期よりも少なかったことから、前期比で減収となりました。他方、「NieR:Automata」をはじめとする過去に発売したタイトルのダウンロードを中心とした利益率の高いリピート販売が引き続き好調だったことから、前期比で増益となりました。

スマートデバイス・PCブラウザ等をプラットフォームとしたコンテンツにおいては、「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス」、「星のドラゴンクエスト」、「ドラゴンクエストモンスターズ スーパーライト」、「キングダム ハーツ ユニオン クロス」等の既存タイトルが国内外で好調に推移したほか、ロイヤリティ収入の増加により、前期比で増収増益となりました。

多人数参加型オンラインロールプレイングゲームにおいては、「ファイナルファンタジーXIV」及び「ドラゴンクエストX」の拡張版の発売によるディスク売上と課金会員数の増加により、前期比で増収増益となりました。

当事業における当連結会計年度の売上高は191,469百万円(前期比3.8%減)となり、営業利益は43,421百万円(前期比30.4%増)となりました。

## ② アミューズメント事業

アミューズメント施設の運営、並びにアミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発及び販売を行っております。

当連結会計年度は、店舗運営が好調に推移したものの、アミューズメント機器の新規タイトルの発売が減少したことから、前期比で減収減益となりました。

当事業における当連結会計年度の売上高は41,750百万円(前期比2.4%減)となり、営業利益は2,402百万円(前期比34.5%減)となりました。

## ③ 出版事業

コミック雑誌、コミック単行本、ゲーム関連書籍等の出版、許諾等を行っております。

当事業における当連結会計年度は、コミック単行本の売上が好調に推移し、特に電子書籍形式による販売が増加しております。

当事業における当連結会計年度の売上高は11,049百万円(前期比10.0%増)となり、営業利益は2,470百万円(前期比1.7%増)となりました。

## ④ ライツ・プロパティ等事業

主として当社グループのコンテンツに関する二次的著作物の企画・制作・販売及びライセンス許諾を行っております。

当連結会計年度は、自社コンテンツのキャラクターグッズ、サウンドトラック等の販売・許諾等が好調に推移しました。

当事業における当連結会計年度の売上高は7,567百万円(前期比17.3%増)となり、営業利益は1,888百万円(前期比12.2%減)となりました。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、7,967百万円であり、主なものは、アミューズメント事業に係る業務用ゲーム機器への投資、並びにデジタルエンタテインメント事業に係る開発機材及びデータセンターのネットワーク機器の購入によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

### (6) 財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第35期<br>平成26年度 | 第36期<br>平成27年度 | 第37期<br>平成28年度 | 第38期<br>(当連結会計年度)<br>平成29年度 |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                 | 167,891        | 214,101        | 256,824        | 250,394                     |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純 利 益 (百万円) | 9,831          | 19,884         | 20,039         | 25,821                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)              | 84.34          | 163.04         | 164.20         | 215.33                      |
| 総 資 産 (百万円)                 | 211,938        | 232,731        | 243,859        | 259,713                     |
| 純 資 産 (百万円)                 | 155,314        | 168,783        | 181,904        | 193,359                     |

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（平成30年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                                   | 資本金       | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                                                                          |
|---------------------------------------|-----------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社スクウェア・エニックス                       | 1,500百万円  | 100.0%             | デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業                                  |
| SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. | 1米ドル      | 100.0%             | 米州における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理                                                     |
| SQUARE ENIX, INC.                     | 10百万米ドル   | 100.0%<br>(100.0%) | 米州市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業                                     |
| SQUARE ENIX LTD.                      | 145百万英ポンド | 100.0%             | 欧州等における当社グループ会社の株式・持分保有及び事業管理、並びに欧州その他市場におけるデジタルエンタテインメント事業、出版事業及びライセンス・プロパティ等事業 |
| SQUARE ENIX (China) CO., LTD.         | 12百万米ドル   | 100.0%             | 中国市場におけるデジタルエンタテインメント事業                                                          |
| 株式会社タイトー                              | 50百万円     | 100.0%             | デジタルエンタテインメント事業、アミューズメント事業及びライセンス・プロパティ等事業                                       |

(注) 1. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                   |
|---------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社スクウェア・エニックス   |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都新宿区新宿六丁目27番30号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 64,736百万円         |
| 当社の総資産額                         | 117,486百万円        |

## (8) 対処すべき課題

当社グループは、高度で良質なコンテンツの創造を通じて、収益性を維持しつつ中長期的な成長を実現していくことを目指しております。現在、ITや通信環境の発展・普及により、多機能端末とネットワークを前提とするコンテンツ／サービスに対する顧客ニーズが高まるとともに、コンテンツの提供形態やビジネスモデルが多様化するなど、デジタルエンタテインメントの産業構造が大きく変化しています。また、事業展開地域も、日本、欧米、東アジア等の既存主要市場に加え、中南米、中近東、南アジア等に拡大しております。当社グループは、これらの変化に適時・柔軟に即応し、新しい時代のデジタルエンタテインメントを切り拓いてまいります。

中長期的な会社の経営戦略を実現するため、国際的な事業拡大、多様な顧客ニーズに合致したエンタテインメント・コンテンツ／サービスの提供、それに対応する人材の育成・獲得等が当社グループの対処すべき重要な課題であります。

## (9) 主要な事業セグメント（平成30年3月31日現在）

|                 |                                                            |
|-----------------|------------------------------------------------------------|
| デジタルエンタテインメント事業 | コンピュータゲームを中心とするデジタルエンタテインメント・コンテンツの企画、開発、販売、販売許諾、運営等       |
| アミューズメント事業      | アミューズメント施設運営、アミューズメント施設向けの業務用ゲーム機器・関連商製品の企画、開発、製造、販売、レンタル等 |
| 出版事業            | コミック単行本、ゲーム関連書籍及び定期刊行誌等の出版、許諾等                             |
| ライセンス・プロパティ等事業  | 二次的著作物の企画、制作、販売、ライセンス許諾等                                   |

(10) 主要拠点等（平成30年3月31日現在）

|         |                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統括・管理会社 | 当社（東京都新宿区）<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.（米国）<br>SQUARE ENIX LTD.（英国）                                                                                                                                                   |
| 開発拠点    | 株式会社スクウェア・エニックス（東京都新宿区）<br>株式会社タイトー（東京都新宿区）<br>株式会社Luminous Productions（東京都新宿区）<br>SQUARE ENIX, INC.（米国）<br>CRYSTAL DYNAMICS, INC.（米国）<br>EIDOS INTERACTIVE CORP.（カナダ）<br>SQUARE ENIX LTD.（英国）<br>SQUARE ENIX（China）CO., LTD.（中国） |
| 営業拠点    | 株式会社スクウェア・エニックス（東京都新宿区）<br>株式会社タイトー（東京都新宿区）<br>SQUARE ENIX, INC.（米国）<br>SQUARE ENIX LTD.（英国）                                                                                                                                      |

(11) 企業集団の従業員の状況（平成30年3月31日現在）

| 事業              | 従業員数  | 前連結会計年度<br>末比増減 |
|-----------------|-------|-----------------|
|                 | 名     | 名               |
| デジタルエンタテインメント事業 | 3,396 | 210             |
| アミューズメント事業      | 388   | 4               |
| 出版事業            | 148   | △7              |
| ライツ・プロパティ等事業    | 33    | 1               |
| 全社              | 370   | 49              |
| 合計              | 4,335 | 257             |

(12) 主要な借入先の状況（平成30年3月31日現在）

| 借入先           | 借入金残高    |
|---------------|----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 8,931百万円 |

(注) 平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は、株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成30年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 440,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 122,398,896株 |
| ③ 株主数        | 20,126名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

| 株主名                                                                               | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 福嶋康博                                                                              | 23,626  | 19.84   |
| 株式会社福嶋企画                                                                          | 6,763   | 5.68    |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 7 5 2                                     | 6,448   | 5.41    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                           | 5,468   | 4.59    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                         | 4,413   | 3.70    |
| M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S                                       | 4,300   | 3.61    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）                                                        | 2,801   | 2.35    |
| C H A S E M A N H A T T A N B A N K G T S C L I E N T S A C C O U N T E S C R O W | 2,171   | 1.82    |
| N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) S U B A / C N O N T R E A T Y         | 2,029   | 1.70    |
| 宮本雅史                                                                              | 2,020   | 1.69    |

- (注) 1. 当社は、自己株式3,324,559株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式（3,324,559株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他の株式に関する重要な事項

#### （自己株式の取得）

当社は、平成29年5月24日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| イ. 取得した株式の種類 | 普通株式                     |
| ロ. 取得した株式の総数 | 3,003,530株               |
| ハ. 取得価額の総額   | 9,241,861,810円           |
| ニ. 取得した期間    | 平成29年5月25日から平成29年6月21日まで |
| ホ. 取得方法      | 公開買付の方法による               |

## (2) 会社役員 の 状 況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名                | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                 |
|-----------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 田 洋 祐            | 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長<br>株式会社タイトー取締役<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC.（当社グループ米州持株会社）取締役社長<br>SQUARE ENIX LTD.（当社グループ欧州等事業持株会社）取締役<br>SQUARE ENIX (China) CO., LTD.（当社グループ中国事業会社）副董事長 |
| 取 締 役     | Philip Timo Rogers | SQUARE ENIX LTD. 取締役最高経営責任者<br>SQUARE ENIX, INC.（当社グループ米州事業会社）取締役社長兼最高経営責任者<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役                                                                     |
| 取 締 役     | 本 多 圭 司            | 株式会社スクウェア・エニックス取締役<br>SQUARE ENIX OF AMERICA HOLDINGS, INC. 取締役<br>SQUARE ENIX (China) CO., LTD. 董事長                                                                                         |
| 取 締 役     | 千 田 幸 信            | 株式会社スクウェア・エニックス取締役                                                                                                                                                                           |
| 取 締 役     | 山 村 幸 広            | 株式会社パズルリング代表取締役<br>株式会社Project8取締役<br>ビジョナリー・ワークス株式会社取締役                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 西 浦 裕 二            | 三井住友トラストクラブ株式会社代表取締役会長                                                                                                                                                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 小 林 諒 一            | 株式会社マツモトキヨシホールディングス社外取締役<br>株式会社スクウェア・エニックス監査役                                                                                                                                               |
| 監 査 役     | 松 田 隆 次            | 松田法律事務所弁護士                                                                                                                                                                                   |
| 監 査 役     | 豊 島 忠 夫            | 三井不動産ロジスティクスパーク投資法人監督役員                                                                                                                                                                      |

- (注) 1. 取締役本多圭司氏及び千田幸信氏は、平成30年3月31日付で株式会社スクウェア・エニックス取締役を辞任により退任いたしました。
2. 取締役山村幸広氏及び西浦裕二氏は、社外取締役であります。なお、当社は、山村幸広氏及び西浦裕二氏を東京証券取引所の上場規程で定める独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。
3. 監査役小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏は、社外監査役であります。なお、当社は、小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏を東京証券取引所の上場規程で定める独立役員として、同取引所に対して届出を行っております。
4. 監査役松田隆次氏は、弁護士の資格を有するとともに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役豊島忠夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

監査役富山正次氏は、平成29年6月23日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数        | 支給額               |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名)  | 463百万円<br>(30百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(4名)  | 29百万円<br>(29百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(6名) | 493百万円<br>(60百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の金銭報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額600百万円以内、ストックオプションとしての報酬等の限度額は平成20年6月21日開催の第28回定時株主総会で年額250百万円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月24日開催の第26回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記には、平成29年6月23日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

イ. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・取締役山村幸広氏は、株式会社パズルリングの代表取締役、株式会社Project8の取締役及びビジョナリー・ワークス株式会社の取締役を兼務しております。当社とこれらの会社との間には重要な取引関係はありません。
- ・取締役西浦裕二氏は、三井住友トラストクラブ株式会社の代表取締役会長を兼務しております。当社と同社との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役小林諒一氏は、株式会社マツモトキヨシホールディングスの社外取締役を兼務しております。当社と同社との間には重要な取引関係はありません。  
 また、同氏は当社完全子会社である株式会社スクウェア・エニックスの監査役も兼務しております。
- ・監査役松田隆次氏は、松田法律事務所の弁護士を兼務しております。当社と同事務所との間には重要な取引関係はありません。
- ・監査役豊島忠夫氏は、三井不動産ロジスティクスパーク投資法人の監督役員を兼務しております。当社と同社との間には重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|             | 取締役会（16回開催） |        | 監査役会（21回開催） |        |
|-------------|-------------|--------|-------------|--------|
|             | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 山村 幸 広  | 15回         | 93.7%  | —           | —      |
| 取締役 西 浦 裕 二 | 16回         | 100.0% | —           | —      |
| 監査役 小 林 諒 一 | 16回         | 100.0% | 21回         | 100.0% |
| 監査役 松 田 隆 次 | 16回         | 100.0% | 21回         | 100.0% |
| 監査役 豊 島 忠 夫 | 13回         | 100.0% | 17回         | 100.0% |

(注) 監査役豊島忠夫氏は、平成29年6月23日開催の第37回定時株主総会において選任されたため、同氏の就任後、参加することとなる取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は17回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役山村幸広氏及び西浦裕二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役小林諒一氏、松田隆次氏及び豊島忠夫氏は、それぞれの分野で培われた豊富な経験と高い見識から取締役会及び監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも10百万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| 区分    | 監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) | 非監査証明業務に基づく報酬<br>(百万円) |
|-------|-----------------------|------------------------|
| 当社    | 47                    | 1                      |
| 連結子会社 | 70                    | —                      |
| 合計    | 118                   | 1                      |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査計画と実績の評価及び会計監査人の監査の遂行状況の相当性の検証を行い、会計監査人から当事業年度の監査計画の説明を受け、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な国内子会社につきましては新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 当社の重要な海外（北米及び欧州）子会社はEYグループの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る英語の翻訳に関する助言業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、当社及び当社子会社（以下「グループ会社」といい、当社と併せて「当社グループ」という。）の企業理念を実現するため、法令、定款、社会規範、企業倫理等の遵守に関する基本方針として「行動規範」を策定し、当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。
  - ・当社及び主要なグループ会社は、「内部統制委員会」を設置し、当社グループにおける法令遵守及びリスク管理の取り組みを横断的に統括する。
  - ・当社及び主要なグループ会社は、業務執行部門とは独立した内部監査部門を設置し、法務部門等と連携して内部監査を実施する。
  - ・当社及び主要なグループ会社は、内部通報制度を整備し、不正行為等の早期発見、通報及び未然防止を図る。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・当社は、「文書管理規程」、「営業秘密管理規程」及び「情報システム基本規程」を制定し、取締役会等の議事録、稟議書その他職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）の適切な保存及び管理を図る。
  - ・当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、「危機管理規程」を制定し、当社グループにおける危機発生の予防に重点を置いたリスク管理の徹底を図るとともに、万一危機事態が発生した場合における情報の伝達方法及び危機事態に対処する推進体制を明確化する。
  - ・当社の内部監査部門は、主要なグループ会社におけるリスク管理の実施状況を監査し、監査結果を「内部統制委員会」に報告する。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社の取締役は、当社の経営及びグループ会社に対する管理監督機能に専念することとし、グループ会社の経営効率化・迅速化の観点から、グループ会社の取締役に対し、その職務執行の意思決定に係る権限を一定範囲で委譲する。委譲する意思決定権限は、「職務権限・業務分掌規程」において明確に定める。

- ・当社は、情報システム全般を統制する「情報システム運営委員会」を設置する。また、当社グループにおける情報システムの管理及び運営方法を明確に定めた「情報システム基本規程」を制定し、情報システムを活用した職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、「関係会社管理規程」を制定し、グループ会社に対し、当該会社の当社グループにおける重要性及び会社規模に応じた適正な管理・監督を行う。
  - ・当社は、当該規程に基づき、グループ会社の経営状況その他の重要な情報について報告を求めるとともに、主要なグループ会社にあつては、月次及び随時の報告会を開催するなどの方法により、グループ会社の経営状況を適時把握し、必要な措置を適時的確に行うことを可能とする。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・前号の使用人は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令のみに従うものとする。
  - ・当該使用人の任命、人事異動及び人事評価の決定は、監査役会の承認を必要とする。
  - ・当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合、事前に常勤監査役と協議のうえ決定する。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- ・当社グループの役員及び使用人は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、遅滞なく当社の監査役に報告する。
  - ・当社の内部監査部門は、主要なグループ会社における監査結果について適時、当社の監査役に報告する。
  - ・当社は、常勤監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、当社及びグループ会社の役員及び使用人から直接当社監査役へ通報する機会を確保する。

- ・当社は、監査役への報告を行った当社及びグループ会社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、常勤監査役が、取締役会のほか、重要な会議へ出席することを通じて、取締役及び使用人と定期的に意見交換を行う機会を確保する。
- ・当社は、監査役が、重要な会議の議事録、契約書、稟議書及び会計情報等を随時閲覧できる体制を整備する。
- ・当社は、監査役が、その職務の執行に生ずる費用の前払、償還等、当社へ負担の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用又は債務を負担する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

イ. 内部統制システム全般

- ・「内部統制委員会」を開催し、当社グループの財務報告に係る内部統制の運用状況、内部通報制度の運用実績、法令遵守及びリスク管理体制の整備状況等に関する報告がなされました。これにより、内部統制システム全般の整備・運用状況が適正であることを確認しております。
- ・「情報システム運営委員会」を開催し、財務報告に係る内部統制（IT統制）の監査結果が報告され、有効に機能していることを確認しております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの徹底

- ・東京証券取引所制定の「コーポレートガバナンス・コード」に引き続き対応しております。取締役会の実効性について、より明確な評価を図るため、取締役及び監査役に対し、アンケート調査を実施し、「実効性あり。」との評価を得ております。

ハ. コンプライアンス

- ・当社グループの役員及び使用人のコンプライアンス意識の一層の向上を図るため、経営幹部及び管理監督者を対象としたコミュニケーション研修、労務管理研修等の階層別研修のほか、契約、下請法、景品表示法、著作権、商標等に関する分野別研修を実施いたしました。また、長時間労働規制の立法動向及び当社グループの対応方針を全社員に周知するとともに、勤務実績の把握並びに経営幹部及び管理監督者向けの実績情報共有を継続することにより、適法・適切な労働時間管理に努めております。



## ニ. リスク管理体制

- ・「危機管理規程」に定める緊急時の対応に備え、情報伝達・意思決定手続を整備・運用しております。また、危機事態に対する意識啓発及び課題抽出を目的として、大規模地震が発生したことを想定した安否確認訓練及び避難訓練を実施しております。

## ホ. グループ会社管理

- ・「関係会社管理規程」に基づき、主要なグループ会社の経営状況等を把握するため月次報告会を開催するとともに、非常勤役員を派遣するなどグループ会社の経営状況等を常時監督しております。これにより、グループ会社の適正な管理・監督を推進しております。

## ヘ. 監査役の職務執行

- ・監査役の職務を補助する専任の使用人は配置しておりませんが、常勤監査役の指示のもと、必要に応じて他部門を兼務する使用人が監査役の職務を補助しております。
- ・監査役の求めに応じて当社グループの役員及び使用人が監査役会に出席することにより、業務の執行状況を報告する機会を確保しております。
- ・会計監査人及び内部監査部門は、定期的に監査役会に出席して各々の監査の実施状況を報告するとともに、適宜、常勤監査役と意見交換を行うことにより、監査役監査の実効性を高めております。
- ・常勤監査役が「内部統制委員会」や「情報システム運営委員会」などの取締役会以外の重要な会議に出席する機会を提供することにより、代表取締役社長、他の取締役及び使用人との積極的な意見交換を行う機会を確保し、取締役及び使用人による職務執行の状況に関する監査の実効性を確保しております。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけております。まず、既存事業の拡大、新規事業の開発、事業構造の改革等、当社グループの企業価値を高めるための投資を優先し、そのための内部留保を確保します。内部留保後の資金については、配当を通じた株主への還元を重視し、業績連動と安定還元の最適なバランスを旨とした利益還元を努めてまいります。配当額につきましては、連結配当性向30%を目安としつつ、投資と分配のバランスを総合的に勘案して決定しております。

本事業報告中における金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

---

#### <ご参考>

##### 当期の剰余金の配当について

当社は、平成30年5月17日開催の取締役会において、当期の期末配当金として1株当たり55円をお支払いすることを決議いたしました。

これにより、当期年間配当金は、平成29年12月に実施した中間配当金10円と合わせ、1株当たり65円となります。

つきましては、平成30年6月4日(月曜日)を支払開始日として、上記期末配当金をお支払いいたしますので、同封の配当金領収証により、払渡期間(平成30年6月4日から同年7月31日まで)内にお受け取りください。

なお、配当金の送金方法をご指定の方には別途送金の手続きをいたしました。

## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |                | 負 債 の 部                |                |
|------------------------|----------------|------------------------|----------------|
| 科 目                    | 金 額            | 科 目                    | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>222,544</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>58,842</b>  |
| 現金及び預金                 | 136,785        | 支払手形及び買掛金              | 14,848         |
| 受取手形及び売掛金              | 24,383         | 短期借入金                  | 8,931          |
| 商品及び製品                 | 3,233          | 未払法人税等                 | 9,162          |
| 仕掛品                    | 3              | 賞与引当金                  | 3,246          |
| 原材料及び貯蔵品               | 253            | 返品調整引当金                | 3,985          |
| コンテンツ制作勘定              | 44,167         | 店舗閉鎖損失引当金              | 58             |
| 繰延税金資産                 | 6,443          | その他                    | 18,610         |
| その他                    | 7,486          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>7,510</b>   |
| 貸倒引当金                  | △212           | 役員退職慰労引当金              | 88             |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>37,169</b>  | 店舗閉鎖損失引当金              | 41             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>16,060</b>  | 退職給付に係る負債              | 2,676          |
| 建物及び構築物                | 5,663          | 繰延税金負債                 | 896            |
| 工具、器具及び備品              | 4,165          | 資産除去債務                 | 2,812          |
| アミューズメント機器             | 2,322          | その他                    | 994            |
| 土地                     | 3,795          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>66,353</b>  |
| 建設仮勘定                  | 50             | <b>純 資 産 の 部</b>       |                |
| その他                    | 62             | <b>株 主 資 本</b>         | <b>196,330</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,559</b>   | 資 本 金                  | 23,868         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>16,549</b>  | 資 本 剰 余 金              | 53,107         |
| 投資有価証券                 | 154            | 利 益 剰 余 金              | 129,513        |
| 差入保証金                  | 9,879          | 自 己 株 式                | △10,159        |
| 退職給付に係る資産              | 155            | その他の包括利益累計額            | △3,718         |
| 繰延税金資産                 | 2,458          | その他有価証券評価差額金           | 89             |
| その他                    | 3,965          | 為替換算調整勘定               | △3,674         |
| 貸倒引当金                  | △63            | 退職給付に係る調整累計額           | △132           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>259,713</b> | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>603</b>     |
|                        |                | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>144</b>     |
|                        |                | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>193,359</b> |
|                        |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>259,713</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 250,394 |
| 売上原価            |       | 129,519 |
| 売上総利益           |       | 120,874 |
| 返品調整引当金戻入額      |       | 6,118   |
| 返品調整引当金繰入額      |       | 4,139   |
| 差引売上総利益         |       | 122,854 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 84,677  |
| 営業利益            |       | 38,176  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 107   |         |
| 受取配当金           | 14    |         |
| 受取賃貸料           | 35    |         |
| 貸倒引当金戻入額        | 161   |         |
| 補助金収入           | 126   |         |
| 連結納税未払金免除益      | 31    |         |
| 雑収入             | 281   | 757     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 84    |         |
| 支払手数料           | 10    |         |
| 移転関連費用          | 152   |         |
| 為替差損            | 2,477 |         |
| 雑損失             | 83    | 2,809   |
| 経常利益            |       | 36,124  |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 9     |         |
| 投資有価証券売却益       | 351   |         |
| 新株予約権戻入益        | 2     |         |
| その他             | 5     | 368     |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産売却損         | 18    |         |
| 固定資産除却損         | 131   |         |
| 減損損失            | 40    |         |
| 関係会社株式売却損       | 371   |         |
| その他             | 4     | 565     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 35,927  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 9,216 |         |
| 法人税等調整額         | 878   | 10,094  |
| 当期純利益           |       | 25,832  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 11      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 25,821  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 23,828  | 53,067    | 109,764   | △897    | 185,763     |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                    | 40      | 40        |           |         | 80          |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           | △6,072    |         | △6,072      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 25,821    |         | 25,821      |
| 自己株式の取得                      |         |           |           | △9,262  | △9,262      |
| 自己株式の処分                      |         | 0         |           | 0       | 0           |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 40      | 40        | 19,748    | △9,261  | 10,566      |
| 当連結会計年度末残高                   | 23,868  | 53,107    | 129,513   | △10,159 | 196,330     |

|                              | その他の包括利益累計額      |              |                      |                                 | 新株予約権 | 非 支 配 分<br>株 主 持 分 | 純資産合計   |
|------------------------------|------------------|--------------|----------------------|---------------------------------|-------|--------------------|---------|
|                              | その他有価証<br>券評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に<br>係る調整<br>累計額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |       |                    |         |
| 当連結会計年度期首残高                  | 364              | △4,640       | △165                 | △4,440                          | 453   | 128                | 181,904 |
| 当連結会計年度変動額                   |                  |              |                      |                                 |       |                    |         |
| 新 株 の 発 行                    |                  |              |                      |                                 |       |                    | 80      |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                  |              |                      |                                 |       |                    | △6,072  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                  |              |                      |                                 |       |                    | 25,821  |
| 自己株式の取得                      |                  |              |                      |                                 |       |                    | △9,262  |
| 自己株式の処分                      |                  |              |                      |                                 |       |                    | 0       |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | △275             | 965          | 32                   | 722                             | 150   | 16                 | 889     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △275             | 965          | 32                   | 722                             | 150   | 16                 | 11,455  |
| 当連結会計年度末残高                   | 89               | △3,674       | △132                 | △3,718                          | 603   | 144                | 193,359 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部       |                | 負 債 の 部         |                |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目           | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
| <b>流動資産</b>   | <b>33,930</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>5,968</b>   |
| 現金及び預金        | 27,488         | 未払金             | 339            |
| 営業未収入金        | 1,539          | 未払法人税等          | 4,925          |
| 繰延税金資産        | 237            | 賞与引当金           | 41             |
| その他           | 4,665          | その他             | 661            |
| <b>固定資産</b>   | <b>83,556</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>2,491</b>   |
| <b>有形固定資産</b> | <b>270</b>     | 長期預り金           | 2,168          |
| 建物            | 259            | 退職給付引当金         | 126            |
| 工具、器具及び備品     | 11             | 役員退職慰労引当金       | 88             |
| 無形固定資産        | 3              | 資産除去債務          | 108            |
| 投資その他の資産      | 83,282         | <b>負債合計</b>     | <b>8,459</b>   |
| 投資有価証券        | 117            | <b>純資産の部</b>    |                |
| 関係会社株式        | 77,846         | <b>株主資本</b>     | <b>108,337</b> |
| 関係会社長期貸付金     | 4,465          | 資本金             | 23,868         |
| 繰延税金資産        | 3,040          | 資本剰余金           | 53,107         |
| 差入保証金         | 2,278          | 資本準備金           | 53,103         |
| その他           | 0              | その他資本剰余金        | 4              |
| 貸倒引当金         | △4,465         | <b>利益剰余金</b>    | <b>41,520</b>  |
| <b>資産合計</b>   | <b>117,486</b> | 利益準備金           | 885            |
|               |                | その他利益剰余金        | 40,634         |
|               |                | 別途積立金           | 9,522          |
|               |                | 繰越利益剰余金         | 31,112         |
|               |                | <b>自己株式</b>     | <b>△10,159</b> |
|               |                | 評価・換算差額等        | 86             |
|               |                | その他有価証券評価差額金    | 86             |
|               |                | <b>新株予約権</b>    | <b>603</b>     |
|               |                | <b>純資産合計</b>    | <b>109,027</b> |
|               |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>117,486</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額     |
|-----------------|-------|-------|
| <b>営業収益</b>     |       | 9,636 |
| <b>営業費用</b>     |       | 1,978 |
| <b>営業利益</b>     |       | 7,658 |
| <b>営業外収益</b>    |       |       |
| 受取利息            | 42    |       |
| 受取配当金           | 7     |       |
| 受取賃貸料           | 174   |       |
| 連結納税未払金免除益      | 31    |       |
| 為替差益            | 26    |       |
| 雑収入             | 34    | 316   |
| <b>営業外費用</b>    |       |       |
| 支払手数料           | 10    |       |
| 連結納税未収入金放棄損     | 2,702 |       |
| 雑損失             | 0     | 2,713 |
| <b>経常利益</b>     |       | 5,262 |
| <b>特別利益</b>     |       |       |
| 投資有価証券売却益       | 351   |       |
| 新株予約権戻入益        | 2     |       |
| 子会社清算益          | 5     | 359   |
| <b>特別損失</b>     |       |       |
| 関係会社株式売却損       | 9     | 9     |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | 5,612 |
| 法人税、住民税及び事業税    |       | 1,244 |
| 法人税等調整額         |       | 348   |
| <b>当期純利益</b>    |       | 4,019 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                          |               |              |         |           |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|--------------------------|---------------|--------------|---------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                          |               |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
|                         |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |           |
| 当 期 首 残 高               | 23,828  | 53,063    | 4              | 53,067       | 885       | 9,522                    | 33,166        | 43,573       | △897    | 119,572   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |              |           |                          |               |              |         |           |
| 新 株 の 発 行               | 40      | 40        |                | 40           |           |                          |               |              |         | 80        |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |              |           |                          | △6,072        | △6,072       |         | △6,072    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |                |              |           |                          | 4,019         | 4,019        |         | 4,019     |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |              |           |                          |               |              | △9,262  | △9,262    |
| 自己株式の処分                 |         |           | 0              | 0            |           |                          |               |              | 0       | 0         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                |              |           |                          |               |              |         |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 40      | 40        | 0              | 40           | —         | —                        | △2,053        | △2,053       | △9,261  | △11,235   |
| 当 期 末 残 高               | 23,868  | 53,103    | 4              | 53,107       | 885       | 9,522                    | 31,112        | 41,520       | △10,159 | 108,337   |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |         |
| 当 期 首 残 高               | 360              | 360            | 453   | 120,386 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |         |
| 新 株 の 発 行               |                  |                |       | 80      |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △6,072  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 4,019   |
| 自己株式の取得                 |                  |                |       | △9,262  |
| 自己株式の処分                 |                  |                |       | 0       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △274             | △274           | 150   | △123    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △274             | △274           | 150   | △11,359 |
| 当 期 末 残 高               | 86               | 86             | 603   | 109,027 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金野 広義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月17日

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス  
監査役会

常勤監査役 小林 諒 一 (印)  
監査役 松田 隆 次 (印)  
監査役 豊島 忠 夫 (印)

(注) 監査役小林諒一、松田隆次及び豊島忠夫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」読み取り機能を搭載したスマートフォン又は携帯電話を利用の場合は、「QRコード」を読み取ってアクセスいただくことも可能です。



(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3)株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

### 5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコン又はスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

### 6. 議決権行使プラットフォームについて

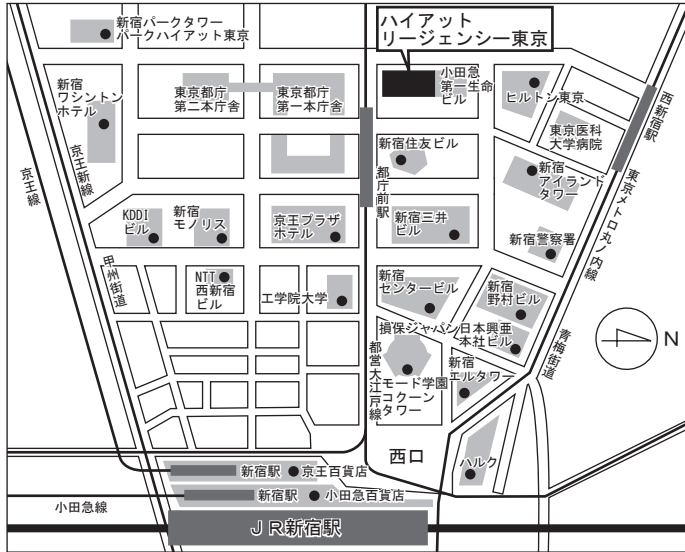
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）のご利用を事前に申し込まれた場合、当社株主総会におけるインターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

### システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

## 株主総会会場ご案内図



### ハイアット リージェンシー 東京

地下1階「センチュリールーム」

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

TEL 03-3348-1234

都営地下鉄大江戸線 都庁前駅より徒歩3分（A7出口）

JR 新宿駅西口より徒歩12分（地下通路を都庁方面へ直進）

東京メトロ丸の内線 西新宿駅より徒歩7分

### 【ご案内】

- ・お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主おひとり様に対し1個とさせていただきます。
- ・当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。